

議案第 25 号

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条） に改
第6章 雑則（第36条）」

める。

第3条第5項中「、責任者を設置すること等必要な」を「、必要な」に、「実施すること」を「実施する」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1項を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について担当職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

(2) 指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定介護予防支援事業所において、担当職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、運営規程等を指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ

ることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第25条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
- (2) 指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者並びに担当職員及び第6条第1項の管理者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同

じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者並びに担当職員及び第6条第1項の管理者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における改正後の宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「次の」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めおくよう努めるとともに、次の」と、「重要事項」とあるのは

「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」
とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。